

## 平成 28 年 第 3 回水巻町議会 定例会 会議録

平成 28 年 第 3 回水巻町議会定例会第 1 回継続会は、平成 28 年 9 月 8 日 10 時 00 分、水巻町議会議事堂に招集された。

### 1. 出席議員は次のとおり

1 番	白 石 雄 二	9 番	井 手 幸 子
2 番	出利葉 義 孝	10 番	住 吉 浩 徳
3 番	廣 瀬 猛	11 番	入 江 弘
4 番	水ノ江 晴 敏	12 番	津 田 敏 文
5 番	松 野 俊 子	13 番	古 賀 信 行
6 番	久保田 賢 治	14 番	近 藤 進 也
7 番	小 田 和 久	15 番	柴 田 正 詔
8 番	岡 田 選 子	16 番	舩 津 宰

### 2. 欠席議員は次のとおり

### 3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局長 ・ 入江 浩 二

係長 ・ 大辻 直 樹

主任 ・ 原口 浩 一

### 4. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

町 長	美 浦 喜 明	健康課長	内 山 節 子
副 町 長	吉 岡 正	建設課長	荒 卷 和 徳
教 育 長	小 宮 順 一	産業環境課長	増 田 浩 司
総 務 課 長	蔵 元 竜 治	上下水道課長	河 村 直 樹
企画財政課長	篠 村 潔	会計管理者	山 田 浩 幸
管 財 課 長	原 田 和 明	生涯学習課長	村 上 亮 一
税 務 課 長	堺 正 一	学校教育課長	中 西 豊 和
住 民 課 長	手 嶋 圭 吾	図書館・歴史資料館館長	古 川 弘 之
地域・こども課長	山 田 美 穂	監 査 委 員	加 藤 博 道
福 祉 課 長	吉 田 奈 美	監査事務局書記	磯 嶋 信 弘

### 5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

# 平成 28 年 9 月 定例会 (第 3 回)

第 1 回継続会

## 本会議 会議録

平成 28 年 9 月 8 日

水 卷 町 議 会

# 平成 28 年 第 3 回水巻町議会定例会 第 1 回継続会 会議録

平成 28 年 9 月 8 日

午前 10 時 00 分開議

議 長（白石雄二）

出席 16 名、定足数に達していますので、只今から平成 28 年第 3 回水巻町議会定例会第 1 回継続会を開会いたします。

## **日程第 1 報告第 9 号**

議 長（白石雄二）

日程第 1、報告第 9 号 住宅使用料等滞納者に対する訴えの提起の専決処分の報告についてを議題といたします。只今から質疑を行ないます。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。報告第 9 号 住宅使用料等滞納者に対する訴えの提起の専決処分の報告について、町長報告を終わります。

## **日程第 2 報告第 10 号**

議 長（白石雄二）

日程第 2、報告第 10 号 猪熊小学校南校舎防音サッシ改修工事第 1 回変更請負契約に係る専決処分の報告についてを議題といたします。只今から質疑を行ないます。質疑はありませんか。井手議員。

9 番（井手幸子）

9 番、井手幸子です。この報告第 10 号は専決ですので、質疑のみということでありませうけれど、やっぱり専決処分については十分に、議会の中で審議をしなければならないという立場で、2 点ほど質問します。

まず、1 点目についてですけれど、工事の内容について、ちょっとよく分からないところがありましたので質問いたします。

先日、私たちの会派でも現地を確認にまいりました。工事の内容については、ここに書いてあるとおりに南側の防音サッシを取り替えて普通サッシにして、そして扉ですかね。そこを防音して、また北側の窓も防音となっていたんですけど、結果的に見ますと、防音されている範囲というのが廊下だけということになるんですね。

もちろん学校の要望に応じて、南側の今まで防音サッシだったところを普通サッシにして、開閉をしやすくしたというのは、それは当然町として、していかなければならないところだと思いましたが、廊下だけが防音になっている状態というのが、どういう意味があるというか、

そこのところを1つ、お尋ねをいたします。

**議 長（白石雄二）**

課長。

**学校教育課長（中西豊和）**

井手議員のご質問にお答えいたします。これは廊下だけが防音ということじゃなくて、廊下を含めて、教室も含めて、全体が防音区画になりますので、ここの配膳室だけが防音区画から除外されるということでございます。以上です。

**議 長（白石雄二）**

井手議員。

**9 番（井手幸子）**

もちろん教室も防音サッシを取り替えるというのは十分に承知しておりますけれど、その今回、専決で出された部分は、2階と3階の配膳室のサッシの取り替えだったと思うんですけれど、部分的に見ますと今言ったとおり、もちろん教室側の窓側とか南側のサッシとか、全部防音サッシ、新しく取り替えているんですけれど。

そこの部分的に見ますと、配膳室の2階3階の部分は、結果的には廊下だけが防音になっているというふうになったんで、そこの部分の工事がどれだけ必要であったかというところの質問であります。

もう1つ続けていいですかね。2番目に、この専決処分についてですけれど、3月議会でも鯉口団地のエレベーターの専決処分という、710万円ぐらい、凄い高額な専決されたわけですが、この専決処分も、何でもかんでも専決処分にしていいということではありませんし、議会としてもそこを慎重に、やっぱり審議をしなければならないという責務があると思うんですね。

それで、今回も専決になっておりますけれど、その経過として、議会で議決されたのは、6月24日の本会議で議決されてますけれど、中建ですかね。契約については5月30日に契約されているんですよ。この間1か月ぐらいあったんですけど、その間に今度のこの配膳室について、学校の要望がどの時点であったかというのも疑問なんですけど、その議会に出す前に、この専決をなるべく避けるために、そういう調整は行われなかったんですか、というのを1つお聞きします。

**議 長（白石雄二）**

課長。

**学校教育課長（中西豊和）**

井手議員のご質問にお答えいたします。防衛省には事前に設計書等を持って行って、交付申請を行なって、それで議会の工事案件の議決をいただいたわけですが、その後、詳細に

工事を進めるうちに判明した次第でございまして、その時点で本当は分かっただけで、当然設計をやり直してでも議会の議決に付すべきと思いますけれども、工事をしている段階で判明する分というのも結構ございますので、今回このような結果になったという次第でございます。以上です。

**議 長（白石雄二）**

井手議員。

**9 番（井手幸子）**

先ほど言いました、業者との契約というのは一応5月の時点で終わっているわけですよね。そのときに、工事内容がある程度具体化されていないといけないと思いますし、また、学校に対しても、その工事の説明をきちんとする、だからこの要望は、ここに書いているとおりでしたら、学校の要望を事前にもっと聞いておけば、こういうような工事変更の専決処分を出さずに済んだんじゃないかというような疑問ですけど、そのところについてはいかがですか。

**議 長（白石雄二）**

課長。

**学校教育課長（中西豊和）**

井手議員の質問にお答えいたします。当然設計の段階で、なるべく学校の要望が入るように事前に打ち合わせ等はしておりますけれども、そうしましてもやはりちょっとした漏れというのは当然出てくる可能性がございますので、今回こういう形になった次第でございます。以上です。

**議 長（白石雄二）**

岡田議員。

**8 番（岡田選子）**

井手議員の質問の補足的なところで質問させていただきます。ここの主な変更内容の説明に、施工にあたり、3行目4行目ですけども、学校から配膳室の換気を頻繁に行えるよう、窓を開放したいとの要望があり——これですね。これが、誰と打ち合わせをして、いつこの要望が上がったかということですね。それ、1つお尋ねします。

それとその次、九州防衛局と協議の上、当該2か所の配膳室を防音区画外に変更——九州防衛局と打ち合わせしたのはいつですか。これをお尋ねします。

それと、これに伴い配膳室南側防音サッシ2か所を普通サッシに、配膳室と廊下との間の普通引分け戸を防音引分け戸に変更——この防音引分け戸に、配膳室の入口を引き分け戸に変更したのはなぜですか。なぜなら、この質問の意図は、上に配膳室を防音区域外に変更したと、防衛局と協議の上ですね。変更したのならば、入口を防音にする必要があるのかどうか。ここ

ですね。これについて答弁をお願いします。

**議 長（白石雄二）**

課長。

**学校教育課長（中西豊和）**

岡田議員のご質問にお答えいたします。1点目、いつ、学校の誰と協議を行なって、要望が上がったのかということでございますけれども、誠に申し訳ありません。今日ちょっと資料を持ってきておりませんので、後日、岡田議員にはお知らせしたいと思います。

それと、九州防衛局との打ち合わせなんですけれども、平成28年6月27日に九州防衛局にて事前の打ち合わせをして、変更の契約を出しますということで打ち合わせをしております。以上です。

[ 「引分け戸は。」と発言するものあり。 ]

すみません、答弁漏れです。配膳室の入口を、なぜ防音サッシにしなくてはいけないのかといいますと、そこを通常のままにしておきますと、廊下全体が防音区画になりません。要するに、防音区画として防音サッシで区切る必要がございます。

1点、図面で説明申し上げます。議案書の9ページをお開きいただけますでしょうか。よろしいですか。そこの校舎南棟というのがございますけれども、そこの一番左端、特別教室、その次が配膳室となっております。ここの赤の線で、ここを変更しましたよというふうに書いておりますけれども、ここを防音区画以外の普通のサッシにしてしまいますと、ここから全部、音が全部の教室に漏れていくと。防音区画としては、ならないという形です。

防音区画というのは、防音のサッシと壁等ですべて囲んで防音の区域にする必要がございますので、そこの入口については防音サッシにして、防音区画をここで区切るというような方法を取ったということでございます。以上です。

**議 長（白石雄二）**

岡田議員。

**8 番（岡田選子）**

すみません、6月24日に元の議案が可決されて、そしてすでに27日にもう、防衛局に打ち合わせに行っているわけですよ。だからその間に、議決前後にはもう変更が分かっていた状況なんじゃないですかね。27日に打ち合わせに行っているということは、その前にもう学校からの要望は上がってきていたわけですよ。24日に議会で議決する前にはもう、この設計変更は、もしかしたら分かってたんじゃないですか。

それと、全部の今の中西課長の説明が分からないわけではないです。意味的には分かります。廊下全体を防音にしないといけないというのは、でも、なんか普通教室で廊下側が防音になっ

ていない窓がありますよね。廊下側で。そこは残しておいても防音っていうのが、ちょっと意味が分からないんですね。昨日見せてもらったら、普通の廊下の窓が普通窓になっているところが結構あるんです。だから、その説明いいですか。

**議 長（白石雄二）**

課長。

**学校教育課長（中西豊和）**

岡田議員の質問にお答えいたします。議決は6月24日でございますけれども、実際入札をしましたのは、管財課長が資料を持っていると思いますが、そのかなり前になります。だから、入札の段階の設計書にはちょっと入れられなかったということで、その後、九州防衛局に、議決後、こういう形で判明したので変更契約を結びたいが、ということで、協議に伺ったということでございます。

それと、先ほどの岡田議員の窓の件ですけど、これ、廊下の外側の窓は全部防音サッシになってます。要するに北側の廊下の外側、教室側じゃなくて廊下の外側が全部防音サッシで、そこで区切っていますので、教室1個1個を防音区画として区切っているわけではなくて、建物全体として防音区画として区切っておりますので、教室の内側、廊下側のサッシについては、防音サッシにする必要はないということでございます。以上です。

**議 長（白石雄二）**

古賀議員。

**13 番（古賀信行）**

今回のことだけじゃないんですけど、いつも思うんですけど、水中のエアコン設置もそうでしたけど、今回もそうなんですけど、後でこんなふうな補正予算を増額されているんです。

今回の件も、本当は工事を行う前に、学校教育課が猪熊小学校の話を十分に聞いていたら、こんなことは起こらなかったと思うんですよ。

それは、この工事のこういうあれは、管財課の建築係が絡んでいると思いますけど、管財課の建築係と、学校教育課と、猪熊小学校の校長先生なりの話し合いをするべきやなかったかと思いますが、そういう点どうですか。課長。

**議 長（白石雄二）**

課長。

**管財課長（原田和明）**

ご質問にお答えします。もちろん、私の管財課のほうで建築技師がおりますので、当然、この猪熊小学校の建具の、サッシの改修工事も関わりをしております。

建築担当と学校教育課、それから現場の学校、それと当然打ち合わせを行ないますけど、ち



よっといつ、それを詳細に、何日にやったかというのは、私、今把握しておりません。もし必要であれば、入札日が何日、学校との打ち合わせが何日というのは詳細に、後ほどお知らせしたいと思います。以上です。

**議 長（白石雄二）**

古賀議員。

**13 番（古賀信行）**

今、原田課長の答弁にありましたとおり、一応管財課の建築係も、そういう工事にあたっては話し合いに参加されたんですね。

**議 長（白石雄二）**

課長。

**管財課長（原田和明）**

参加しております。

**議 長（白石雄二）**

古賀議員。

**13 番（古賀信行）**

たびたびこういう追加予算を専決で決めていますけど、今後こういうことがないように、事前に十分検討してほしいんですけど、今後そういう学校施設の工事を行うにあたって、課長はこういう過ちがないように、どういう対策を取られるつもりですか。

**議 長（白石雄二）**

課長。

**学校教育課長（中西豊和）**

古賀議員のご質問にお答えいたします。当然設計の段階で、学校とも十分に打ち合わせをしながら、極力、どうしても工事をしますので、見えない部分とかいうことで、変更契約が出るのはいたし方ない部分がございますが、大きな変更が出ないように、十分学校それから建築技師と協議を行い、設計をやっていきたいというふうに考えております。以上です。

**議 長（白石雄二）**

質疑を終わります。報告第 10 号一。

[ 「手が。手が。議長。」と発言するものあり。 ]

水ノ江議員。

#### 4 番（水ノ江晴敏）

私は、ちょっと1点だけ質問させていただきます。南側の窓の改修ですけども、元々の窓がどういう状態か、姿図がありませんので分かりませんが、当然開放できている窓であると思います。FIXというか、はめ殺しの窓ではないわけです。

今回改修されたAW-9という窓は、開き勝手というか、開放面積からすると、同じような面積にあたるのではないかなというふうに思われます。

そして、アルミパネルが入っておりますので、多分換気扇が取り付けられるような形になっているんだろうというふうに思いますけども、これは普通サッシに新設したわけですけども、結果的にはこの換気扇を取り付けるために、こういう形をしたのかどうかということと、当初この防音サッシ、既存の分はこのままにしておいて、当然袖壁がありますよね。ここに換気扇を取り付けるような案というものは、提案しなかったのでしょうか。お願いします。

#### 議 長（白石雄二）

課長。

#### 学校教育課長（中西豊和）

水ノ江議員の質問に答えます。これ、配膳室の部分ということでよろしいですかね。これ、アルミパネルをつけて換気扇を付けると、防音の機能が損なわれるということで、防衛省から指導を受けました。

ですから、配膳室に換気扇を付けとるんですけど、換気扇を付けたらそこから音が入ってくるので、防音区画としてはふさわしくないというようなことの指示があって、アルミパネルと換気扇を付けております。その下に普通のサッシの、開き戸のサッシを付けておるということで、当初はそれも区切って、全部密閉する状態で考えとったわけですけど、学校との打ち合わせの中で、先ほども何度もご説明申し上げましたが、そこを開放したいし、換気扇を付けてほしいという要望等もございましたので、そういう形にした次第でございます。以上です。

#### 議 長（白石雄二）

水ノ江議員。

#### 4 番（水ノ江晴敏）

ということは、防音区画ということで、新しく廊下のほうに引き戸ということで、ここは区画されてますけども、結果的に、この南側の窓は、当然防衛省がそこで区切ってしまうということであれば、この既存のサッシ自体はこのまま置いておいて、袖壁に、コンクリートの壁に、ここに換気扇を付けるということで、別に支障はないんじゃないかなというふうに思われますけど、それはいかがですか。

議 長（白石雄二）

課長。

学校教育課長（中西豊和）

既存のサッシがもうかなり傷んでまして、それも当然換えなくちゃいけなかったという事情がございまして、それを、その1か所だけサッシを換えずに換気扇だけ付けるということは、非常に外観上もよくありませんし、サッシはかなり傷んでいまして、建ってから一度も交換していないという状態でしたので、換えるということで検討いたしましたので、既存のサッシを使うということはないということに決定いたしております。

[ 「はい。」と発言するものあり。 ]

議 長（白石雄二）

古賀議員、3回言われたでしょう。

他に。質疑を終わります。報告第10号 猪熊小学校南校舎防音サッシ改修工事第1回変更請負契約に係る専決処分の報告について、町長報告を終わります。

### **日程第3 報告第11号**

議 長（白石雄二）

日程第3、報告第11号 水巻中学校北校舎エアコン設置工事第1回変更請負契約に係る専決処分の報告についてを議題といたします。只今から質疑を行ないます。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。報告第11号 水巻中学校北校舎エアコン設置工事第1回変更請負契約に係る専決処分の報告について、町長報告を終わります。

### **日程第4 認定第1号 /日程第5 認定第2号 /日程第6 認定第3号**

### **日程第7 認定第4号 /日程第8 認定第5号**

議 長（白石雄二）

日程第4、認定第1号 平成27年度水巻町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第5、認定第2号 平成27年度水巻町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、認定第3号 平成27年度水巻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、認定第4号 平成27年度水巻町地域下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について及び日程第8、認定第5号 平成27年度水巻町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての5案件を一括議題といたします。只今から、質疑を行ないます。質疑はありませんか。岡田議員。

## 8 番（岡田選子）

一般会計の、歳入歳出についての質問を少しさせていただきます。監査委員が出されております監査意見書の6ページ、決算規模の推移というところですが、皆さんご存知のように、最近、決算規模が90億円を超えるという状況に、水巻町の財政がなっておりますが、平成25年度から26年度には、歳入歳出とも10億円近く増え、26年度と27年度では9億円増え、25年度決算から見ますと、27年度の決算規模は19億円も増えるという、大きな決算規模になっております。

このまま見ると、増え続けるのではないかというような懸念もあるわけですが、このことについて、決算規模の推移はこうなっていますよというところではありますが、それについての説明は意見書にも書かれてあるんですが、このような大幅な規模の推移について、加藤監査委員はどのような見解を持たれているのか、答弁を求めたいと思います。

## 議 長（白石雄二）

加藤監査。

## 監査委員（加藤博道）

予算の規模の推移とか、予算の規模を決められるのは、執行部と議会でございますので、私が、いちいちこの場でこうしなさいという立場にはないと思っております。

## 議 長（白石雄二）

岡田議員。

## 8 番（岡田選子）

出されたものを精査するというのが監査というふうなことにもなっているんですけども、全体として、やはり公債費や町債などの推移、また基金の推移とかも、すべて監査委員が見られるわけですから、全体としてこのようなことで、水巻町の監査委員として何か考えるところがおありかなと思ひまして、ちょっとお尋ねいたしました。が、答弁ができないということならば、致し方ないと思います。

それと、この決算の概要ですが、私の見間違いかどうか分かりませんが、執行部の間違いかはちょっと確認させていただきますが、概要の13ページです。2つグラフが載っておりますね。それで下のグラフなんですけども、上が性質別のグラフとなっております。下が、その中の義務的経費部分だけを出したグラフとなっております。

それで、折れ線グラフのところですけども、義務的経費が下のグラフですね。義務的経費が折れ線グラフで表わされているんですが、この数字を上の方の棒グラフの義務的経費の数字と、下の棒グラフの義務的経費の数字とを照らし合わせると、合わないんですね。

平成19年度、20年度、21年度、22年度、23年度の折れ線グラフの黒丸の位置が違ってませんか。ここ、確認をしていただきたいと思います。上の義務的経費の棒グラフの義務的経費の

数字と、下の折れ線グラフの数字が合っているかどうかですね。

それと——すぐ確認できませんかね。すみません、3回しか言えないから一緒に言います。

それと17ページ。経常収支比率や財政力指数、実質公債費比率とか、財政指標の状況というのが16、17ページにあります。それで、ここの数字も、これもちょっと説明いただきたいんですが、右の17ページの下グラフですけれども、遠賀郡平均値を100とした場合の当町の状況ということで、真ん中の黒い線が遠賀郡平均。そして水巻町が破線になっていますね。ここの数字が、16ページに表わされているような数字から照らし合わせながら見ると、この破線の数字も合っているのかなというふうな疑問があるんですが、左と右との、16ページの下グラフとか、右のこのグラフです。これとは関連があって、こちらをグラフ化したようなものになっているのではないかと思ったんですが、全然別の数値から、これは出ているのかどうか。ちょっとすみません、説明をお願いします。

**議 長（白石雄二）**

課長。

**企画財政課長（篠村 潔）**

岡田議員の質問にお答えいたします。まず13ページでございます。下の折れ線の分と上の数字が違う、グラフが違うじゃないかということでございます。実は私も今、確認させていただきまして、昨年度のグラフと今回、若干変えているんですけど、去年は公債費のところを上水道の繰上償還の分を除いた状態でグラフを作っていたんですが、今回、その辺も含めた関係で作っている感じで、ちょっと上と、表が少し説明とかも含めて不足している分もあるみたいなので、ちょっとその辺、確認させてもらって、明日の決算特別委員会のときにキチッと、もし間違っている分も、ちょっと不足している分もあると思いますので、その辺はキチッと正した形でさせていただきたいと思います。

それと、17ページにつきましても、基本的には分母を遠賀郡の平均値をして、水巻町を分子にして、グラフを作成しているところでございます。ちょっとこの辺についても、今すぐできませんので、それもあわせて明日の決算特別委員会のときに、説明の中で加えさせていただきたいと思います。以上です。

**議 長（白石雄二）**

他にございませんか。小田議員。

**7番（小田和久）**

7番、小田です。決算の概要の資料に基づいて、31ページの人権擁護事業費のところの住民相談委託業務のところですが、住民相談の相談員は、構成メンバーはどうなってるのかということと、もしメンバーで団体に所属しとれば、その団体名もあわせてお願いしたいと思います。

それから、相談件数が、合計でいえば415件になっておりますけれども、これ毎年だいたい同じような数が出てきよるような気がするんですが、これは私の思い違いかも分かりませんけ

ども、できれば過去5、6年、どういう件数になつとるのか、出していただければというふうに思います。

それから、この相談の内容です。内容がどういうものなのかということも、あわせてお願いしたいと思います。今日でなくてもいいです。資料として出してもらったらいいと思いますので、ただ、相談のメンバーがどうなつとるのかということが、すぐ今、答弁できれば、その部分だけでも結構ですからお願いしたいと思います。

## 議 長（白石雄二）

総務課長。

## 総務課長（蔵元竜治）

小田議員のご質問にお答えいたします。まず、こちらの概要の31ページに書いてあります住民相談委託業務でございますが、329万6千円の決算額になっております。相談員につきましては、まず弁護士さんが法律相談を行なっております。弁護士さんが1名。行政相談がございまして、こちらが行政相談員の方が1名。司法書士相談というものを奇数月の第2土曜日に、年6回ほど行なっております。こちらは、司法書士会からの無料の派遣でございます。

あと、住民相談。こちらが人権擁護委員4名、一般相談員として3名。小田議員が言われました団体につきましては、一般相談員3名のうち2名が解放同盟の方で、1名が同和会の方ということでございます。

あと、件数です。そちらの415件というのが平成27年度の件数でございます。過去の相談件数につきましては、27年度は415件でございましたが、前年、26年度が502件、25年度が586件、24年度が560件。25年度の586件をピークに少しずつ件数は下がってきております。

担当課として推測いたしますのは、ページでいきますと、その概要の38ページの下から3段目の、7款1項1目、商工総務費の中に消費生活相談を始めております。役場の中の産業環境課のところ常に相談員を置いておまして、消費生活相談員の方の、こちらのほうに大分流れているのではないかと。ここでも平成27年度は226名の方が相談にお見えになっているということで、こちらの住民相談じゃなくて、そういった消費相談についてはもうこちらに行くので、こちらでカウントされるという形で、こちらの30、31ページの住民相談につきましては、若干、平成25年度から減ってきているような状況でございます。

相談の内容でございますが、まず、暮らし・住まい113件とありますが、この中で多いものは、まず職業に関すること。こちらが40件ございます。で、生計です。生業等の生計に関すること28件が多いものでございます。

次に、家族46件ということがございますが、これの主な相談内容は、離婚に関すること、こちらが26件でございます。

次に、法律でございますが、全体で119件の相談件数のうち、一番多い相談内容は、財産についてでございます。

次に、福祉・教育103件でございますが、この中で一番多いものは、高齢者福祉に関すること、次に教育、青少年に関することと続いております。

次、その他 34 件につきましては、苦情が 14 件、それ以外に話を聞くだけだとか、相談にならないようなものだとか、そういったものを含めて 20 件ございまして、合わせて 34 件の、合計 415 件ということになっております。以上です。

#### 議 長（白石雄二）

他にございませんか。質疑を終わります。お諮りいたします。只今、議題となっております認定の 5 案件については、8 人の委員で構成する「決算特別委員会」を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ご異議なしと認めます。よって、認定第 1 号、認定第 2 号、認定第 3 号、認定第 4 号及び認定第 5 号につきましては、8 人の委員で構成する「決算特別委員会」を設置し、これに付託して審査することに決しました。

お諮りいたします。只今、設置されました「決算特別委員会」の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ご異議なしと認めます。よって、「決算特別委員会」の委員は、お手元に配付しました名簿のとおり、選任することに決しました。

#### **日程第 9 議案第 31 号**

##### 議 長（白石雄二）

日程第 9、議案第 31 号 水巻町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部改正についてを議題といたします。只今から質疑を行ないます。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今、議題となっております議案第 31 号 水巻町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部改正については、総務財政委員会に付託いたします。

#### **日程第 10 議案第 32 号**

##### 議 長（白石雄二）

日程第 10、議案第 32 号 水巻町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正についてを議題といたします。只今から質疑を行ないます。質疑はありませんか。

－ 質 疑 な し －

質疑を終わります。只今、議題となっています議案第 32 号 水巻町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正については、総務財政委員会に付託いたします。

#### **日程第 11 議案第 33 号**

議 長（白石雄二）

日程第 11、議案第 33 号 水巻町公民館設置及び管理条例の一部改正についてを議題といたします。只今から質疑を行ないます。質疑はありませんか。

－ 質 疑 な し －

質疑を終わります。只今、議題となっています議案第 33 号 水巻町公民館設置及び管理条例の一部改正については、文厚産建委員会に付託いたします。

#### **日程第 12 議案第 34 号**

議 長（白石雄二）

日程第 12、議案第 34 号 平成 28 年度水巻町一般会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。只今から質疑を行ないます。質疑はありませんか。

－ 質 疑 な し －

質疑を終わります。只今、議題となっています議案第 34 号 平成 28 年度水巻町一般会計補正予算（第 2 号）については、関係の各常任委員会に付託いたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。

午前 10 時 44 分 散会